

令和 5年7月3日

株主各位

大阪市東成区深江北一丁目15番32号  
株式会社 大伸社  
代表取締役 上平泰輔

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daishinsha.co.jp/news/>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいませ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和5年7月25日（火曜日）午前9時30分
2. 場 所 大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ17F  
当社 会議室

### 3. 目的事項

決議事項

議案 定款一部変更の件

議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

---

(お願い) 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 大伸社  
代表取締役 上平泰輔
2. 議案に関する参考事項

議案 定款一部変更の件

変更の理由

■ 規程管理規程第 8 条第 1 号に基づき、以下のとおり定款を変更する。

■ 現状の運用と定款に乖離があるため、適切な内容に定款を整える。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案	備考欄
<p>第 1 条 (商号) 当社は株式会社大伸社と称し、英文では <u>DAISHI</u> <u>INSHA INC.</u> と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 〔1〕 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 1. ～5. ～省略～ <u>6. 古物商</u> 7. ～16. ～省略～ 〔2〕 ～省略～</p> <p>～省略～</p> <p>第 14 条 (招集権者) 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>～省略～</p> <p>第 21 条 (取締役会) 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～省略～</p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) ～省略～ 2. 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役並びに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>～省略～</p> <p><u>第 28 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役はその互選により、常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>～省略～</p>	<p>第 1 条 (商号) 当社は株式会社大伸社と称し、英文では <u>Dai</u><u>shinsha</u> <u>Inc.</u> と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 〔1〕 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 1. ～5. ～省略～ (削除) 以降、号数繰り下げ 〔2〕 ～省略～</p> <p>～省略～</p> <p>第 14 条 (招集権者) 株主総会は代表取締役 CEO が招集し、その議長となる。 <u>代表取締役 CEO</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>～省略～</p> <p>第 21 条 (取締役会) 取締役会は代表取締役 CEO がこれを招集し、その議長となる。 <u>代表取締役 CEO</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～省略～</p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) ～省略～ 2. 取締役会の決議により代表取締役 CEO 及び代表取締役 CXO、代表取締役 CMO 各 1 名並びに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>～省略～</p> <p>(削除) 以降、条数繰り下げ</p> <p>～省略～</p>	<p>(文言修正)</p> <p>(第 6 号削除)</p> <p>(文言削除) (文言追記)</p> <p>(文言削除) (文言追記)</p> <p>(文言削除) (文言追記)</p> <p>(第 28 条削除)</p>

以上